

令和2年第14回教育委員会議 議事録

1. 開催日時

令和2年12月25日（金） 午前10時～11時33分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 役重 眞喜子
委員 衣更着 潤
委員 熊谷 勇夫
委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子
教育企画課長 小原 賢史
学務管理課長 佐々木 晋
学校教育課長 佐々木 健一
こども課長 今井 岳彦
文化財課長 平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画係長 佐々木 晶子
主事 荒木田 美月

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和2年第14回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和2年12月25日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第 1、会期の決定であります。本日一日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第 2、議事に入ります。議案第 28 号「花巻市学校運営協議会規則」を議題といたします。事務局より提案内容の説明をお願いいたします。佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

議案第 28 号「花巻市学校運営協議会規則」について御説明申し上げます。本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会に関し、必要な措置について定めようとするものであります。御手元に配付しております、議案第 28 号資料も併せて御覧くださるようお願いいたします。題名は「花巻市学校運営協議会規則」と定めるものであります。第 1 条は、本規則は、学校運営協議会に関し必要な事項を定める旨を規定しているものであります。第 2 条は、協議会の目的は、地域の住民及び保護者等と学校との信頼関係を深め、連携を強化することで、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成を図り、地域とともにある学校づくりを目指す旨を定めるものであります。第 3 条は、協議会の設置は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項のただし書きの規定により、教育委員会がその所管に属する中学校区において、相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、当該中学校区に一の協議会を置くことができる旨を定めるものであります。第 4 条は、対象学校の校長は、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る旨を定めるものであります。第 5 条は、協議会は、対象学校の運営全般に関して教育委員会又は校長に対して意見を申し出ることができる旨を定めるものであります。第 6 条は、協議会は、毎年度 1 回以上、対象学校の運営状況等について評価を行う旨を定めるものであります。第 7 条は、協議会は、対象学校の活動の運営について、地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう、運営及び必要な支援に関する協議の結果についての情報を積極的に提供するよう努める旨を定めるものであります。第 8 条は、委員は、児童生徒の保護者、地域の住民、学校の運営に資する活動を行う者などのうちから、教育委員会が委嘱または任命する旨を定めるものであります。第 9 条は、委員は、職務上知り得た秘密は職を退いた後も漏らしてはならない旨を定めるものであります。第 10 条は、委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない旨を定めるものであります。第 11 条は、委員の報酬は無報酬とする旨を定めるものであります。第 12 条は、協議会の会長及び副会長は委員の互選により選出する旨を定めるものであります。第 13 条は、協議会の会議は、会

長が対象学校の校長と協議のうえ招集する旨を定めるものであります。第14条は、協議会は、特別の事情がない限り公開とする旨を定めるものであります。第15条は、教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行う旨を定めるものであります。第16条は、教育委員会は、委員を解任できる旨を定めるものであります。第17条は、この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める旨を規定するものであります。次に、附則第1項は施行期日であります。本規則は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。附則第2項は、花巻市小中学校管理運営規則の一部改正であります。第41条に設置を規定している学校評議員は、学校運営協議会を設置する場合は置かない旨を定めるものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局より説明がありました。花巻市学校運営協議会規則について質疑の方、ございますか。熊谷委員。

○熊谷委員

これまで、学校評議員という形でPTA、あるいは地域の方々が入っているのですが、学校評議員と内容的に類似していますよね。その場合に、今年度まで学校評議員の方々がいらっしゃいましたが、学校評議員そのものは、なくなるということですか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

学校運営協議会が設置されれば、学校評議員はなくす方向で進めております。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

それから、第14条に公開とありますが、そうすると、学校運営協議会を開催するに当たっては各方面に周知しなければならないということですよ。公開は、どの範囲を想定しておりますでしょうか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

開かれた教育課程、地域とともに進める学校ということで進めておりますので、やはり、地域の方にはこういう会議を開きますということはお伝えしたいと思います。例えば一部、情報を限られたメンバーでという場合は、一部非公開ということもあるかもしれませんが、基本的には、地域の方々には全てこういうことで進めています、御協力くださいという形

で公開したいと考えております。それを市全部にするか県全部にするか、範囲はまだ決めておりませんが、少なくとも地域の方には、広く周知する形で進めたいと思っております。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

実は、私も現場にいたとき、学校評議員の方々と集まる機会は年に5回も6回もあるわけではなく、年に2回ほどでした。皆さん地域の方々ですので、より詳しく話をした経緯がありました。そのときに、非公開という気持ちはなかったのですが、一つの部屋で、地域の子どものこういうことがあったという話ができ、かえってこちらも地域の方、保護者の方から新たな情報を得て、また新たな指導につながっていったというケースもあるものですから、必ずしも公開するものだということでもないという認識でよろしいですか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

第7条に、地域住民等の理解や協力を得るためには、情報を積極的に提供すると書いておりますので、これまでも積極的に公開してきたと思うのですが、熟議、話し合われた内容、決まった内容を、基本的には、積極的に公開するという形で進めたいと思います。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。役重委員。

○役重委員

質問いたします。第5条に意見の申し出とあります。第3項で、協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するという規定があるのですが、この規定の趣旨が分かりにくいので、教えていただきたいと思います。通常、いわゆる執行機関に対して、附属機関や審議機関が設置される場合に、意見を言うために設置されている協議会ということなので、言うに当たって、あらかじめ意見を言われる側の意見を聴取するという規定の仕方をはじめて見ましたので、教えていただきたいと思います。

もう一点、第7条の情報発信というところ、これも第2項で協議会は次の目的を達成するために情報提供することになっているのですが、これも具体的にどういうことをイメージされているのかお聞きします。協議会、学校は当然、いろいろな情報を地域等に提供して発信しているのですが、それに加えて、協議会としてのオリジナルな情報提供行為を期待されているということなのか、教えていただきたいと思います。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

一点目の第5条関係であります、学校運営協議会が主にやることの三つのうちの一つが、教職員の人事に関するでもありますので、その関係が第5条になります。しかし、この先生の指導がどうであるとか、個人的な話ではなく、例えば、A校では吹奏楽、音楽に力を入れている。そこで、音楽指導を強める必要があるのではないか、そのための人事ということなので、人事に関しては、校長に加え、市町村教育委員会、県教育委員会の話し合いも含まれますので、デリケートな部分がございます。そのような意味を含んで、一方的にということはないと思いますが、こういう先生が必要だ、こういう先生が課題だという話し合いではなく、学校として、こういう教育に力を入れたい、こういう配置が望ましいのではないかということを協議するのであれば、あらかじめ校長との何かしらの話し合いが必要だという含みもあって入れているものでございます。

二点目の第7条関係の、情報を積極的にという部分につきましては、これまでも、学校評議員で話し合われたことや、学校の内部のアンケートの評価は、学校通信等で保護者等に広く周知しているところですが、学校運営協議会にすると、学校評議員をさらにグレードアップといいますか、地域と一緒に学校をつくっていきましょうという形になりますので、今以上に情報発信は必要になると思います。今、具体的に、例えば、学校ごとに運営協議会通信等を出すとか、そこまでの想定はしておりませんが、より支援を得るためには、学校からの情報発信だけではなく、学校運営協議会の委員には、例えば、地域のボランティアの方、民生委員の方、コミュニティ会議の方、地区会長など、様々地域の組織のリーダーになる方も出席いただくことになると思いますので、それぞれのリーダーが組織の中で、学校運営協議会で話し合われたことや、ここは力を入れていきたいとか、そういった情報発信にも御協力をお願いしたいと思っております。学校だけではなく、地域の様々な団体が学校に関わる、こういうところに力を入れたい、御協力いただきたいというところを、それぞれ、情報発信を強化していただきたいという考えも含まれたものになっております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

第5条の3項に関してです。趣旨は分かるのですが、意見を述べるときはあらかじめ意見を聞くという規定の仕方があるのか疑問に思います。例えば、協議会としての十分な協議の上で意見を述べることは当然あると思うのですが、そうしますと、校長の意見を聴取して、その意見に反する意見は述べられないということですか。そういったことを条文上、きちんと解釈できるように、準備しておく必要があるのではないかということです。少な

くとも今の話ですと、人事ということであれば、前2項ではなくて前項の規定ということになると思うのですが、確認したいと思います。それから、情報発信に関して、趣旨は分かりますが、具体的に協議会の事務局の定めが特にないようですが、事務局は学校がやるのですよね。副校長先生等がこの情報発信の仕事をするようになるかと思います。あくまで協議会の委員がそれぞれということではなく、協議会としての情報発信と書かれているので、仕事が大変になるのかと気になったところです。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

第5条関係につきましては、国では学校運営協議会を大分前から進める方向であります。現場のネック、人事に関して構えてしまっている部分がありました。各市町村の状況を見ますと、人事には触れていない市町村は、実は県内にもあります。そこで、ほかの市町村の規則等も参照してこのような文言にいたしました。どの程度具体的に書くか正直迷うところでありました。県では、この規則のほかに、運用通知でより具体的なところを示しておりましたので、具体的に確認する部分につきましては、運用通知、運用要綱といった別に内規のようなものをつくって進めるという方法もあると考えております。第7条の情報発信につきましては、事務局、例えば副校長の職務が増えるのではないかという御心配もいただいたのですが、地域コーディネーターを配置することを想定しております。事務的なことも含めて、地域とのつながり、学校と地域との間に立って人と人をつないだり、一部事務的なこともやっていただいたりということで、規則には書いておりませんが、コーディネーターの力を借りながら、事務局として進めていきたいと考えております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

では、先ほどの第5条については、第2項に関してということでもいいのではないかとというのが疑問点です。意見ですので、よろしくお願いします。意見を述べることに對して、あらかじめ意見を調整するところには引っかかるのですが、いろいろ研究されて書いたということですので、そのように運用上の配慮をしていただければと思うところです。第2項に関することでもいいのではないかとこのところはいかがでしょうか。前2項と書く第1項まで入るので、運営全般に関しても、とにかく意見を述べるときはあらかじめ校長の意見を聞かなければいけないという扱いになるわけですが、それでよろしいでしょうか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

主に職員の採用のことについてですが、より広く校長の意見も取り入れられればという考えがあります。と言いますのは、協議会のメンバーに校長が入っているところも、入っていないところもあります。今、学校運営協議会を設置している市町村では、校長が入っている場合が多いです。ほかの都道府県は入っていない場合もあります。校長が入るか入らないかというところも大きいと思いますし、もしかしたら校長が入らない協議会もあると思いますが、地域との話し合いの中で、校長も協議会の委員に入ったほうが望ましいという意見も出るかと思うので、様々対応可能な規則にはしております。

○佐藤教育長

役重委員、今の件につきましてはいかがですか。

岩間教育部長。

○岩間教育部長

休憩をお願いしたいと思います。

○佐藤教育長

暫時休憩いたします。

(休憩)

○佐藤教育長

再開いたします。

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

御指摘いただきました第5条3項、「協議会は、第2項の規定により意見を述べるときは」というところでございますが、前2項の2を削除して、前項の規定によりということで、「職員の採用その他の任用に関して」にかかるように、「意見を述べる」と修正したいと思います。

整理いたします。3項の「協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは」を、「協議会は、前項の規定により意見を述べるときは」と修正したいと思います。採用は、各学校の校長先生方から教育委員会に具申という形でいただき、校長には地域の方の意見が反映されて届きますので、聴取という言葉を使っておりますが、御意見をいただくことが必要だと思いますので、3項は残す形です。ただし、1項までかかるものではなく、2項に限るような形で「前項の規定により」と修正したいと思います。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

協議会の委員の方々の意見ですので、乱暴かもしれませんが、例えば、職員の採用その他の任用に関して意見を述べるということは、学校運営に関わる意見ですので、私は出てきてもいいのではないかと思います。ですから、採用、その他教職員に関わることについての規定はなくてもいいのではないかと思います。ある学校についての、地域の方々である委員の意見であり、任用とか採用についての可否を決めることができる組織ではないのですから、意見として承って、あとは教育委員会と連携すればいいのではないかと思います。ですから、私は2項、3項は、なくてもいいのではないかと思います。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

学校運営協議会の機能のうち、一つ目が基本方針を承認すること、二つ目が学校運営に関して、教育課程等に対して意見を述べるができること、三つ目が教職員の人事、配置等であり、機能の一つにありますので、形としては第5条の2項を残すのが、事務局としては望ましいと考えておりました。しかし、繰り返しになりますが、特定の先生の指導についてなど個人的なものではなく、学校全体として運動を高める必要があるから地域と連携して力を入れたい、文化面で地域の伝統芸能や歴史に学校として力を入れたい、地域としてもバックアップしたいという人事の配置が必要なのではないかという部分も、学校の機能を強化する上では、事務局として必要な機能だと思いますので、残すか、残さないかという点では残したほうがいいと考えております。ただ、残すにしても慎重に対応する必要があると考え、このような文言で出しておりますので、できれば2項は残したいと考えております。

○佐藤教育長

危惧することは、採用、任用という、具体的なところまで意見が述べられることを曲解してしまい、どんどん好きな意見が集約されることですね。当然、職員の採用、任用については、協議会に全く権限がなく、意見を述べられる範囲が決まっており、それについて規則で決めているところもあります。採用、任用についての捉え方を間違われぬような配慮が必要だということでの様々な御意見だったと思います。意見は教育委員会に対してだけでも、校長がそれを集約する、校長経由であることが2項ということです。それから、3項については、それに対して学校としての考え方を踏まえてお話しできるような体制をとるということです。その前提として述べる意見の範囲の捉え方をしっかり押さえていただければ、間違った解釈はないと思います。5条関係で、ほかにございませんか。それ以外で、御意見ございますか。中村委員。

○中村弘樹委員

この事務処理は誰がやるのかということが記載されていれば全体像が見えてくるという気がするのですが、いかがですか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

実際には、学校の副校長や、地域連携窓口教員、地域コーディネーターが配置できれば地域コーディネーターと連携して、そのあたりが事務局の中心になると思います。そこは明記されておりましたが、不足している部分、全体で確認したほうがいいという部分は、先ほど申し上げた別に定める運用通知、運用の規定などに書く形であれば、学校や地域の皆様に説明する場合も、細かい部分が明確になると思いますので、検討していきたいと思います。

○佐藤教育長

最近、PTAの事務局も、学校ではなく保護者でやっている学校も出てきております。ですから、例えば、教振の中に事務局を置くことも将来的には出てくるのではないのでしょうか。なかなか難しいですけれども、地域で担うのは辛いかもしれないとも思います。事務局体制についての御意見でございました。ほかにございますか。

(なしの声)

○佐藤教育長

それでは、なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号「花巻市学校運営協議会規則」先ほど第2項の部分に修正がありましたが、修正案でもって決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第28号は修正案のとおり議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。事務局より報告お願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

令和2年度第6回花巻市議会臨時会、教育関係事項について御報告させていただきます。資料No.1を御覧いただきたいと思います。令和2年第6回、11月の花巻市議会臨時会にお

いて、一般会計補正予算第18号が、教育関係としてございましたので報告いたします。

歳入は、国庫補助金が二つ、寄附金が一つございました。国庫補助金の一つ目は、学校情報機器整備でございますが、学習用のタブレット端末の購入に当たり、契約額が確定したことに伴う減額でございます。二つ目は、学校保健特別対策事業費補助金ということで、児童生徒一人当たり340円の2分の1分が国から支援されるもので、学校で使用する消毒液、マスク等の購入に充てる費用でございます。民生寄附金につきましては、市内の企業から、福祉対策資金への寄附金ということで、50万円の寄附がございました。

歳出でございますが、発達支援事業に、会計年度任用職員の期末手当・共済費の増額と記載しております。これと同じ内容が発達支援事業、子育て推進事業、保育サービス向上支援事業、地域子育て支援センター事業、はなまきファミリーサポートセンター事業、学力向上推進事業、特別支援事業、幼児ことばの教室事業、学校地域協働連携事業、小学校外国語教育推進事業、文化財保護活用事業、埋蔵文化財保護活用事業、教育普及活動事業であります。会計年度任用職員の期末手当を、これまでの100分の25から100分の52.5に引き上げることに伴う増額に関する補正でございます。それ以外の部分につきましては、放課後児童支援事業でございますが、4月以降、小学校統合によって利用児童が増える早池峰学童クラブの施設改修や消耗品、備品購入等に係る費用を計上したものでございます。それから、児童福祉施設等緊急時安全確保対策事業でございますが、AEDが未整備の保育園等につきましては、こちらで支援を行うものでございます。続きまして、修学旅行キャンセル料支援事業、小学校に係るものでございますが、裏面の中学校の修学旅行キャンセル料支援事業と同じ内容になります。コロナ禍で修学旅行の時期等を移動したり、取りやめたりということでキャンセル料が発生する部分について、市として支援を行うものでございます。保護者負担を軽減するということでの負担でございます。次に、小学校学習用端末整備事業と中学校学習用端末整備事業でございますが、GIGAスクールに伴い、学習用タブレット端末に新たに導入するデジタルドリルに係る費用でございます。この部分につきましては、次の12月議会の中で詳しく説明させていただきます。それから、学校保健事業は先ほど国庫で申し上げました感染症対策の消耗品の購入費でございます。歳入が115万7,000円で、歳出が27万6,000円で差がございますが、これにつきましては、従前に市長部局の保健福祉関係から提供を受けておりました消毒液やマスクの購入に当たる費用に充当できるということでございましたので、そちらへの充当分がございまして、新たに学校関係で使用する分につきましては27万6,000円になっているものでございます。

続きまして、資料No.2を御覧いただきたいと思います。令和2年第4回、12月の花巻市議会定例会の教育関係事項でございます。今回、一般質問の登壇議員14名中6名の議員から質問がございました。内容につきましては一般質問の答弁書を御覧いただきたいと思います。

ます。

はじめに、通告議員 1 番、久保田彰孝議員からの御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がございました。内容は、学校臨時休業対策補助金について、二つございます。一つは、補助金の申請に関する通知がどのように行われたのかということで、補助を受けられなかったという事業者がいると聞いているという内容でございました。もう一つは、公契約条例の基本理念に基づいて、下請の事業者も対象とすべきではないかという御質問でございました。これに対し、まず、学校臨時休業対策補助金の目的について説明し、2 段落目で、補助金申請は、市が国に対して行うものであり、その内容は、市が負担する食材のキャンセル料と給食費の返還にかかわる振込手数料を補助対象に、経費の 4 分の 3 を国が補助するものである旨説明しております。

一つ目の補助金申請の周知方法についてのお尋ねは、はじめに、事業者が市に対して行うのは、食材のキャンセルに係る費用を請求するものであり、47 の事業者が対象となることを御説明し、周知については、学校の臨時休業を決定した 2 月 28 日に第 1 報として、給食休止と発注済みの食材に係るキャンセル料の取扱いについて、後日連絡する旨を FAX でお知らせし、その後、補助金の対象となる経費が国から示されたことから、当該補助金のキャンセル料に該当するものを市において特定した上で、3 月 16 日に該当事業者に対し確認を依頼した結果、市内 6 事業者を含む 9 事業者のキャンセル料 139 万 6,903 円、米飯・パン・牛乳は、市内 5 事業者を含む 6 事業者に対する違約金が 328 万 6,067 円、給食費の保護者還付に係る振込手数料が 10 万 1,585 円で、合計で 478 万 4,555 円となり、これに対して、国から 8 月に 358 万 8,000 円の補助金交付を受けた旨答弁いたしました。

二つ目の下請事業者を対象とする考えについては、本来、給食の食材は、卸業者、小売業者からの納入でございますので、下請という対象はないものでございますが、仮に事業者において下請業者を利用していた場合は、市からの確認依頼等が行われた過程において、事業者から下請業者への確認や連絡調整が行われ、適切に処理されたものと認識している旨答弁いたしました。

次に、通告議員 3 番、佐藤峰樹議員の御質問でございます。花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針について、一つ目は小中一貫校の導入の検討について、二つ目は今後の教育懇談会のあり方についての質問でございました。一つ目の小中一貫校の導入についての一点目、9 月議会で、矢沢小学校及び矢沢中学校の検討を進める必要があると至った経緯についての御質問でございます。この御質問は、9 月定例会における本館憲一議員の一般質問に対する答弁への御質問ということになりますが、答弁につきましては、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」で、旧花巻市の地域では、学校統合の検討に併せて小中一貫校導入の検討を行うこととしており、

昨年、校舎改築の要望のあった矢沢小学校及び矢沢中学校は、小中一貫校導入の検討を行う対象として見込んでいるとの答弁であり、検討を進める必要があるとの答弁ではないことを申し述べました。9月議会における答弁の経緯でございますが、昨年9月の矢沢中学校PTAの主催による教育懇談会で、中学校だけではなく、小学校の校舎も老朽化が進んでいる状況で、2校とも改築もしくは長寿命化改修することを考えると、小中一貫校の導入を検討することが必要ではないかとの御意見をいただいたことによるものであり、教育委員会といたしましては、PTAの皆さんに小中一貫校について、メリットやデメリットなどを御理解いただいた上で、老朽化の改善策も含め、引き続き御意見を伺ってまいりたいと考えていること、両校PTAに対しては、事務局を通じて懇談会の開催を呼び掛けていることを申し上げました。

また、矢沢小学校の改築を要望しているが、小中一貫校として検討を進めた場合、対応はどのようになるのかとの御質問に対しましては、小中一貫校を整備する場合は、大きく二つの手法が考えられ、一つは、小中一貫校を例えば矢沢中学校の敷地内に新築する方法、もう一つは、現在の小学校もしくは中学校のいずれかの敷地内において、老朽化が進んでいる既存校舎を長寿命化し、不足する校舎を新築する手法であることを御説明いたしました。さらに、小中一貫校という手法を矢沢小学校、中学校に導入するのか、考えの方向性を伺うとお尋ねもございまして、これにつきましては、矢沢小・中学校は、今後も1学年2学級以上の確保が見込まれるため、現時点において、統合を検討する対象とは捉えていないこと、また、小中一貫校は、9年間にわたり人間関係が固定化されることや中学校の部活動の選択肢が少ないことなどから、1学年1学級の小規模校での導入は課題が多いと考えているが、矢沢小中学校は、今後、1学年2学級以上の確保が見込まれることから、小中一貫校の検討が可能な学校と捉えていること。また、検討の対象とすることは、あくまで、PTAの皆さまからの御意見を踏まえた上でのものであり、小中一貫校という手法を導入することの是非を含めて、その方向性を探ってまいりたいと答弁いたしました。

次に、二つ目の義務教育学校または併設型小・中学校のどちらを選択するのかとお尋ねにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、小中一貫校の導入を決めたものではないことから、仮に、小中一貫校の導入が方向づけられた場合は、その方式としてどちらを選択するか、それぞれの特質、メリット・デメリットなどを御理解いただいた上で、御検討いただくべきものと捉えている旨答弁したところでございます。

三つ目の、小中一貫校の導入による中1ギャップの解消の効果についての御質問でございます。まず、中1ギャップにおける大きな要因の一つとして、小学校における教育活動と中学校における教育活動との大きな違い、具体的には、学校の指導体制、指導方法、家庭学習、評価方法、生徒指導の手法、部活動の有無であることを申し上げた上で、その解

消策として、小学校から中学校への接続をより円滑なものとするために、小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があることを御説明いたしました。以下、岩手県内の小中一貫校の具体的な事例を披瀝しております。県内の実践校では、「中学校教員の乗り入れ授業により中1からの授業の質の高まり」、「中学生の意識の向上」、「日常的な交流による思いやりや優しさの醸成」等、多くの面で成果が見られたとの報告があり、文部科学省による小中一貫教育の導入状況調査の結果では、小中一貫教育を導入した場合において、中1ギャップが緩和されたとする回答が93%に達していることなどから、小中一貫教育は、中1ギャップの解消につながる教育実践としての一定の効果があるものと捉えていると答弁いたしました。

二点目、今後の教育懇談会の在り方について、開催テーマを地域から出すのではなく、教育委員会の方針の確認などを行う形にできないかということが、御質問の趣旨でございました。教育懇談会につきましては、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」の内容を御理解いただくことを主目的に昨年度から開催しており、このほかにも、各小中学校のPTAがテーマを設定し、教育委員会との意見交換がしたいとの要望があった場合には、教育懇談会として教育委員会も参加しているという状況を御説明し、開催に当たっては、これまでどおり保護者や地域の方々等の御意向に沿った形で柔軟に対応していきたい旨答弁したところでございます。

次に、通告議員6番目、照井明子議員でございます。コロナ禍での児童福祉施設への支援に関して、慰労金の支給について、国の慰労金支給制度の対象となっていない児童福祉施設職員に、市として独自に慰労金を支給する考えはないかとの御質問でございました。保育園等の施設は、園児や職員が罹患した場合を除き開所を継続する必要があるため、通常保育のほか感染防止への対応など、その負担は大きくなっていることから、教育委員会としては、児童福祉施設等職員への慰労金支給の必要性は理解できるとした上で、全国的には、一部の自治体において独自に慰労金の支給を行っている事例があり、自治体が独自に慰労金を支給する場合、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用することができるかとされておりますが、慰労金は、介護・障がい分野と同様、国において全国一律に対応すべきものと捉えていること。また、全国市長会を通じて要望を行っているほか、全国知事会、全国社会福祉協議会など関係団体からも国に対しての要望活動が行われていることから、これらの動きを注視してまいりたいと答弁いたしました。

次に通告議員8番目、本館憲一議員の御質問でございます。（仮称）花巻城跡保存計画について、策定に至った経緯及び今後のスケジュールについて、またその保存計画の内容についての御質問でございます。この御質問に対しましては、はじめにこれまでの花巻城跡の調査の状況について御説明いたしました。平成元年度に行った本丸内堀の石垣調査以

降、毎年のように学術調査や建造物の調査を行っており、その調査結果を広く市民に公開してきたこともあり、花巻城に対する市民の関心は高く、花巻城跡の歴史的・文化的価値を後世に伝えていくことという意識の高まりも見られていること。平成27年に「二ノ丸南御蔵跡」付近の土地を取得したことを契機として、「花巻城跡調査保存検討委員会」を設置し、平成28年度より本丸及び二ノ丸の内容確認調査を進めていること。平成30年度及び令和元年度には、「本丸跡」の内容確認調査を行い、言い伝えられる鳥谷ヶ崎城時代に相当する地盤から、約50cm以上盛土のうえ、御殿が建てられたことや、集石遺構や粘土入りの土坑などを確認したが、本丸御殿の正確な位置や規模については、まだまだ不明な点が多いことから、調査期間を延長し、令和3年度からさらに2か年の調査を計画している状況であることから、「（仮称）花巻城跡保存計画」の策定は、令和5年度以降になるものと考えていると答弁いたしました。

次に、二点目の保存計画の内容につきましては、一般的な保存計画のありようを御説明した上で、先ほど申し上げましたとおり調査が続いている状況であることから、現時点で計画に掲載する内容等については、まったく白紙の状態である旨答弁したところでございます。

次に、通告議員12番、照井省三議員でございます。新型コロナウイルス感染症対策について、市内の保育園・幼稚園及び小中学校において、園児、児童・生徒及び保護者等に陽性者が出た場合の対応について、それから、感染者等に対する誹謗中傷及びいじめ等の対応についての御質問でございました。

一点目の園児、児童・生徒及び保護者等に陽性者が出た場合の対応についてでございます。市内幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、感染状況を5つのステージに分類し対応することとしており、陽性者が発生した場合の対応は、第4ステージ及び第5ステージに該当することを御説明した後、第4ステージに当たる園児・児童生徒・教職員のいずれかの本人感染が発生した場合は、保育所及び学校医等と速やかに確認調査を行った上で、感染防止を防ぐために必要とされた期間を臨時休業するとともに、当該施設の消毒を実施すること、また、園児・児童生徒・教職員の家族が感染者となった場合、もしくは濃厚接触者に特定され、PCR検査等を受検することになった場合は、検査結果が判明するまで、園児・児童生徒については出席停止、教職員については特別休暇又は職務専念義務免除の取り扱いとし、陰性であった場合は、保健所等の指導に基づき一定の待機期間を経た後、登園・登校、陽性であった場合は、保健所の指示により対応することとしております。また、第5ステージに当たる市内複数の園または学校において感染者が発生した場合は、第4ステージと同様の対応となりますが、感染者が発生していない施設につきましては、保育園・幼稚園・認定こども園

の場合は原則として全園を休園、小中学校はそれぞれの実態に応じて分散登校を検討すること。また、第4ステージ、第5ステージに該当し、保育施設が臨時休園措置をとった場合は、医療従事者などの社会的要請の強い職業に従事する世帯及びひとり親世帯の園児が、保健所による行動制限を設けられていない場合に限り、保護者が希望する場合は、代替の場所で保育の受け入れを行うことも想定している旨答弁いたしました。

二つ目の御質問、感染関係者に対する誹謗・中傷、いじめ等への対応策についてですが、小中学校における新型コロナ感染症に関連した差別や偏見等の防止に関わる具体的な指導や対応は、記載しているとおりでございますが、教育委員会として、感染者等への誹謗・中傷や差別、いじめ等の防止は重点事項と認識しており、定例の校長会議でも、各小中学校で徹底するよう繰り返し指示しているほか、保護者の皆様に対しましては、花巻市PTA連合会と共同の注意喚起文書や、教育委員会で作成した市教育長メッセージ等の各家庭への配布、保育園・幼稚園・認定こども園等の保育・幼児教育施設及び学童クラブに対する教育長名による通知と保護者向けメッセージの発信、メッセージの施設内掲示により、保護者への理解と協力を求めた旨答弁をいたしました。

次に、通告議員14番目の藤井幸介議員でございますが、質問の一点目は新型コロナウイルス感染症対策についてであり、一点目が小中学校における校舎の除菌及び消毒の状況、二点目が次亜塩素酸水の生成器を使用し、除菌及び消毒をすることについてでございます。一点目の小中学校における校舎の除菌及び消毒の状況につきましては、教育委員会より示しました「令和2年度学校教育の再開に係る基本方針」と文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「～学校の新しい生活様式～」』に基づき、一日一回以上、緊急スクール・サポート・スタッフを中心に、職員が協力して除菌・消毒作業を実施していると答弁いたしました。

次に、二点目の次亜塩素酸水の生成器の使用についてでございます。学校の新しい生活様式において、学校施設の除菌・消毒作業の際に使用する薬品は、通常時は消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の要件を満たした次亜塩素酸水を使用することとされており、感染者が発生した場合は、消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するとされていることを御説明した上で、御提言いただいた次亜塩素酸水は、少量を使用するだけでは効果がなく、対象物の表面を十分な量でヒタヒタにぬらす、あるいは、掛け流す必要があり、一度に多くの量が必要となるほか、性質が不安定で、保存状態次第では時間とともに急速に効果がなくなると言われていること、次亜塩素酸水の生成機を導入した場合は、単価を抑えることはできますが、大量に生成する必要があること。継続的な使用が想定される中であって、長期保存ができないことなどから、総合的なコスト面や利便性に課題を有していることから、次亜塩素酸水の生成機の

導入は考えていない旨、答弁いたしました。

二件目、小中学校における熱中症対策に関して、過去３年間ににおける状況、エアコン設置後の効果、今後の取組についての御質問がございました。一点目、過去３年間ににおける状況については、病院を受診し、熱中症の診断を受けた児童生徒数は、平成30年の７月から８月では、小学校は６人、中学校は17人、各学校にエアコンを設置した昨年度同時期は、小学校はゼロ、中学校は７人。本年度は、小学校でゼロ、中学校で８人と、熱中症の発生は抑えられているほか、これらのケースのほとんどは、早期の対処、休養によって重篤な状態には至らずに済んでおり、大事をとって入院したケースは、平成30年度に二件、昨年度は一件、本年度はなしという状況であると答弁いたしました。

二点目のエアコン設置後の効果については、只今御説明した状況のほか、各学校から、暑さにより体調不良を訴える児童生徒が少なくなった、以前に比べて授業に集中できるようになったという報告を受けております。本年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクを着用して授業を受けているが、教室にエアコンがなかったとすれば、夏場のマスク着用は難しかったのではないかと。中学校では体育祭を８月末に延期して実施したが、活動の合間にエアコンのある教室で休養させることができたため、熱中症の発生を抑えられた等の報告もを受けており、エアコン設置の効果は非常に大きいものがあったと捉えていると答弁いたしました。

三点目の、今後の対応については、現在全ての学校で取り組んでいる、登校時や朝の会など、早い段階での健康観察、日常的な児童生徒の体調管理、登下校時の帽子の着用、半袖ハーフパンツ等の涼しい服装で過ごすよう促す、水筒を持参させて小まめな水分補給を徹底することを御紹介したほか、一部の学校で取り組まれている、教室に設置している温度計、湿度計で確認し、係活動の中で自主的に水分補給を呼びかける、教員が熱中症測定器を携行し、熱中症の危険があると判断した場合は、自主的に部活動を中止する、気温の状況を確認しながら、臨機応変に活動内容を調整し、気温の状況によっては午前授業へ切り替える等の取組を御紹介した上で、今後の熱中症対策としては、これまでの取組を継続し、引き続ききめ細やかな健康管理に努めてまいりたいと答弁したところでございます。以上が、一般質問に対する答弁でございます。

資料２に戻っていただきまして、議案審議でございます。議案審議の一つ目は、財産の取得でございます。一つ目が石鳥谷学校給食センター食器・食缶洗浄機の取得に関し、議決を求めることについてであります。これは議案通り可決されております。取得する財産につきましては、表に記載されているとおりでございますが、機器につきましては、石鳥谷学校給食センターが設置された平成14年からずっと使用してきたものであり、老朽化が著しいということで、今回新しく購入したものでございます。機能といたしましては、

石鳥谷の4つの小学校と中学校1校の約1,000名の子どもたちの食器、食缶を2時間で洗浄できるものを導入しております。次に財産の二つ目、花巻市立小中学校ICT機器の取得に関し議決を求めることについてでございます。こちらも原案のとおり可決されております。取得する財産は、大型モニターと書画カメラをセットで150組でございます。大型モニターは、50型、4K対応、書画カメラも4K対応で288倍までズームできる機能を備えたものでございます。こちらにつきましては、GIGAスクールの関係で導入いたします教職員のタブレットと接続するような形で、ICTを使った授業がより幅広く行えるというものと、万が一、学級の人数を少なくした上で授業を実施していかなければならないことになった場合、子どもたちをいくつかの教室に分けて授業をする際にも使用できるくらいの量を確保できたというところでございます。三つ目、財産の花巻市立小中学校学習支援ソフトウェアの取得に関し議決を求めることについて、こちらも原案のとおり可決いただいております。ソフトウェアにつきましては、臨時議会でお認めいただきましたドリルを、今回、GIGAスクールのタブレットに導入するという部分での購入でございます。ドリルにつきましては、オンラインで使うことも可能ですが、オフラインでタブレットの中にドリルを入れることによって、例えば、学校から持ち帰って家庭でもドリル学習ができるという形で活用できる内容になっております。以上が財産の取得でございました。

二つ目が、令和2年度一般会計の補正予算（第19号）でございます。歳入は教育寄附金で、県外の個人の方から教育振興への寄附として50万円をいただいております。これにつきましては歳出の小学校、中学校各1校の図書購入費に充当させていただきます。歳出の一般行政経費でございますが、時間外勤務手当の増に対応する部分でございます。小中学校の学区再編成等調査事業費でございますが、内川目小学校・亀ヶ森小学校の備品等について、大迫小学校への移設に係る費用でございます。民俗芸能伝承支援事業費の減でございますが、花巻市青少年郷土芸能フェスティバル開催を中止したことによる減額でございます。3番目に繰越明許費の補正がございまして、太田・湯口・上瀬保育園の耐震改修の工事を今年度実施することにしておりますが、工事に一定の期間を要するという事で、繰り越すものでございます。工事の完了につきましては、令和3年5月を目処に繰り越すということになっております。以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

○佐藤教育長

第6回市議会臨時会の補正予算、それから第4回市議会定例会の一般質問、議案、補正予算、まとめて御提案申し上げましたが、只今の報告について、質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。衣更着委員。

○衣更着委員

令和2年度一般会計補正予算(第18号)の歳入で聞き逃したかもしれませんが、16万3,000

円の減のタブレットの内容、本来見込んだ額に対しての購入台数が減ったのか、内容を教えていただきたいことと、歳出の放課後児童支援事業、額が370万円ほどあります。これはほとんど早池峰学童クラブの改修費用の額だとは思いますが、改修内容がもしお分かりになるのなら、部屋数を増やしたとか、大体の内容が分かればと思います。以上二点を質問させていただきます。

○佐藤教育長

国庫補助の関係からお願いいたします。佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

タブレット関係で補助額が減額となったことについて、落札額によって変わってきますので、落札額が思っていたものよりも安かったということで、結果的に補助がこのようななったというものです。

○佐藤教育長

378万円について、今井こども課長お願いします。

○今井こども課長

この金額は全部、早池峰学童クラブの改修と、備品購入に当たるものですが、主な改修としましては、まず玄関を正面から入るような形にし、靴箱がありませんので靴箱を、ランドセルを入れる場所がありませんので児童ロッカーを設置いたします。学童は早池峰生き生き交流館を使っておりますが、2階に事務室という形で、学童クラブの事務室として使うために、フローリング化したり事務机を入れたり、備品としては子どもの学習用機の購入、お子さんも増えるため、おやつも大量になるということで、大型冷蔵庫の購入になります。あと、男子トイレに鍵のかかるドアをつけるといったところが主な改修の内容となっております。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

大幅に部屋数を増やすといったことではなく、玄関の間取り等の変更なのですね。

○佐藤教育長

今井こども課長。

○今井こども課長

もともと、学童としての用途ではございませんので、改修、増築すると用途変更で様々、出てきますので、まず、今使う中でも、保育環境をよりよくするというので、そういう改修を予定してございます。

○佐藤教育長

面積については十分要件を満たしますので、スペースについては問題ないと思います。ほかにございませんか。質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤教育長

なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。次に、第3期花巻市教育振興基本計画（素案）等に関するパブリックコメントの実施について、事務局より報告願います。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

報告事項の三点目、第3期花巻市教育振興基本計画及び花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針のパブリックコメントの実施について、資料No.3により報告いたします。このことについては、教育委員会協議会や先の第2回総合教育会議でお知らせした、それぞれの策定スケジュールの中で、皆様にはすでにご案内のとおりであります、このほど、その実施内容が固まりましたので、報告させていただくものであります。

実施内容が同一なため、資料は1ページ目、教育振興基本計画の方でご説明いたしますが、意見の募集期間は、令和3年1月7日から令和3年2月5日までの1か月間、閲覧用として、この募集案内とそれぞれの素案を、花巻市役所総務課、各総合支所地域振興課、生涯学園都市会館（まなび学園）、各振興センターや図書館などに備え付けるほか、市のホームページに掲載し、意見を募ります。意見を提出できる方は、市内に住所を有する方など、意見の提出方法は、住所や氏名などのほか、素案に対する意見を自由様式で提出いただく内容としています。いただいた意見の概要と、意見に対する市の考え方は、個人情報情報は出さない形で、市のホームページなどで公表いたします。本パブリックコメントの実施については、1月6日からFMはなまきで、1月7日からは、市のホームページや市の公式SNS、有線放送のほか、1月15日号の広報はなまきでも、周知を予定しています。

また、「教育振興基本計画の素案」については、今月18日から来月22日まで間、市内各小中学校長とPTA会長に意見を求めていますほか、生涯学習部を通じて、社会教育委員の皆様にも1月中にご意見を取りまとめていただくこととしております。パブリックコメントの意見については、2月中旬頃までに結果を公表いたしますが、いただいたご意見については、改めて素案への反映を検討後、2月の教育委員会協議会には、最終案として委員の皆様にご協議させていただき、教育振興審議会にも意見を求め、3月下旬の策定に向けて作業を進めて参りたいと考えております。報告の内容は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長

1月7日から1か月間の予定ということでございます。只今の報告について、質疑ござ

いませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤教育長

それでは、なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次に教育委員会の行事予定でございますが、御手元の予定表で報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会議はこれをもって閉会といたします。大変お疲れさまでございました。